

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和3年7月21日

横浜市契約事務受任者
環境創造局長 遠藤 賢也

1 契約の概要

南部水再生センター自家発用空気圧縮機緊急応急措置工事

2 履行（納品）場所

磯子区新磯子町39番地

3 契約日

令和3年4月14日

4 履行日又は履行期間

令和3年4月14日から令和3年7月21日まで

5 契約金額

¥5,885,000.-（うち消費税及び地方消費税額 ¥535,000.-）

6 契約の相手方（名称及び所在）

名称 株式会社桐ヶ谷工業所 代表取締役 桐ヶ谷 修幸

所在 神奈川区東神奈川2-49-16

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

本工事は、自家発用空気圧縮機の故障により非常用発電機が起動できず、停電時に水処理が全て停止してしまい、その結果、市民生活に多大な支障をきたすことから、緊急に機能を回復するため修理する必要があり、本工事を緊急に施工できる体制を有している業者と随意契約を行いました。

8 契約の相手方の選定理由

株式会社桐ヶ谷工業所は、南部水再生センター内で施工中の業者で、早期の対応が可能であり、施工能力を有した事業者です。

したがって、本工事を緊急に施工できる体制を有している株式会社桐ヶ谷工業所と随意契約を行いました。

9 所管課

環境創造局 下水道施設部 南部水再生センター